

包括支援センター三吉町南たより

令和5年春号

それってもしかして？消費者被害かもしれません！

電話や家庭訪問で商品を勧められたり、市役所等の職員を名乗って「お金が返ってくる」などの連絡がきたことはありませんか？
年金や貯蓄を狙う消費者被害について備えましょう！

1. 大手建設会社から「70歳以上の方に介護施設の入居権がある。利用予定がなければ入居したい方に名義を譲ってほしい。」との電話があった。了承しても大丈夫？
2. 「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」と訪問があった。大手の会社名で契約書類一式も持参している。この場合安全？
3. 通販で「初回300円、〇日間解約保証」と書いてあるサプリメントを購入した。効果がなかったため解約しようとしたら「定期購入が条件のため解約には通常価格での支払いが必要」と言われた。どうしたらいい？
4. 行政機関の職員が「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と訪問してきた。資産や保険の契約状況を聞かれたがどこまで答えてもいい？
5. 「不用品を買い取る」と電話があり、訪問してもらった。「貴金属はないか」としつこく聞かれ、恐怖心から売るつもりがなかったものも売ってしまった。返してもらうことはできない？

回答と解説は裏面へ

回答と解説

1. 「権利を譲ってほしい」「名義を貸してほしい」等の電話は詐欺です。承諾してしまうと複数人から言葉巧みに金銭を要求されることもあります。やり取りをしても金銭の支払いはせず周囲の方へ相談しましょう。
2. 保険会社になその理由で保険請求が行われてしまう可能性があります。その場での契約はせず保険会社に正しい情報か確認を行いましょう。
3. 契約書類の規約に記載してある場合、支払いが必要になる可能性は高くなります。解約、返品可否や条件を購入前にしっかり確認しましょう。
4. 行政職員が電話や訪問で個人情報について伺うことはありません。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
5. 法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻せる可能性があります。消費生活センターに相談してみましょう。

もしかして？と思ったら
消費生活センターに早めの相談を！
電話番号：084-928-1188

参考資料：国民生活センター「高齢者の消費者被害」
地域包括支援センター三吉町南 084-927-9039